

2021年1月18日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について、
適切な手当の支給を求める申入れ

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、以下のとおり申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 在宅勤務関係

(1) 在宅勤務により発生する経費は大学が負担すること。

在宅勤務により発生する費用（水道光熱費、インターネット利用に伴う通信費等）が、教職員個人の負担とされていることについて抗議します。

在宅勤務の実施は新型コロナウイルスの感染拡大防止の手段として大学が命じたものであり、在宅勤務にかかる費用も大学が負担すべきです。教職員に全てを負担させるのは不合理です。業務遂行のために新たに必要となった設備、機器、ソフトウェア等の整備費、業務遂行によって発生した通信費や水道光熱費について、教職員個人に負担を押しつけるのではなく、テレワーク勤務手当等として支給するよう求めます。

(2) 在宅勤務の勤務時間把握を適切に行い、時間外労働手当を支払うこと。

裁量労働制適用教員については「深夜勤務及び休日勤務の禁止」、裁量労働制適用教員以外の教職員については「時間外勤務及び休日勤務の禁止」が指示されています（教職員の在宅勤務の実施について－新型コロナ緊急対応「緊急事態」一、2020.4.21 付け）。しかしこれでは、労働時間を正確に把握したことはありません。

裁量労働制適用教員、裁量労働制適用教員以外の教職員ともに、新型コロナウイルスへの対応のために業務が増えていること、在宅での業務という不慣れた環境では就業時間通りの業務遂行、効率的な業務遂行が難しく、時間外・深夜・休日に業務を行わざるを得ない事態となることは容易に推測されます。そのことを前提に、結果的に業務が所定時間外に及んだ場合について、確実に把握したうえで、手当を支給するよう求めます。

2. 遠隔授業関係

(1) みなし労働時間を超える業務、深夜時間帯および土日の業務に係る手当を支給すること。

十分な準備期間を経ずに遠隔授業が開始されたこと、SARTRAS への届け出が行われなかったこと等によって、遠隔授業（準備、実施、学生対応、非常勤講師への連絡調整等も含む）を実施するために、通常の数倍の時間を要し、結果としてみなし労働時間を大幅に超える業務、深夜時間帯および土日に業務が発生したことは周知の事実であり、「本人の裁量に委ねられているなかで、全体の業務を勘案して、その労働量を判断」（2020.7.31 回答）できるような状況ではありませんでした。

本学の裁量労働制は今回の様な特別の事態を想定しておらず、既に発生したみなし労働時間を大幅に超える過重労働については、雇用者の責任として、別途手当を支給するよう求めます。

また、非常勤講師についても、非常勤講師の労力負担は、大学が非常勤講師に要求する授業形態を遠隔授業に変更したこと起因しており、通常時に比して大幅に増えた分については、別途、手当を支給すべきです。

なお、非常勤講師を業務委託とすることについては、2018年7月4日付けの申入れにも記したとおり、不適切であり、業務委託を理由に手当を支払わない理由にはなり得ません。

(2020年7月4日付け申入れ)

金沢大学では非常勤講師を「業務委託」としていますが、雇用関係ととらえるのが適切です。①使用者である大学が決定した時間（講義日時、回数、試験）と場所で勤務している、②委託では、交渉により報酬が決められるが、非常勤講師の報酬は大学が一方的に決定している、③所得税は、正規の教員同様、天引きされているなど、労働者概念のメルクマールに合致するためです。

このため、国立大学法人において、「業務委託」とする大学は多くなく、最近では、東京大学も雇用関係に変更しました。また早稲田大学をはじめとする私立大学でも雇用関係とする大学が多数を占めています。

(2) 遠隔授業によって発生した費用は大学が負担すること。

遠隔授業の実施は新型コロナウイルスの感染拡大防止の手段として大学が命じたものであり、遠隔授業にかかる費用も大学が負担すべきです。教員に全てを負担させるのは不合理です。必要な機材や環境を整備するために発生した費用は大学が負担すべきものです。

Wi-Fi ルーター、Web カメラ、マイク、撮影用三脚、有料動画編集ソフト、Zoom Pro 等を購入したケースがあります。遠隔授業に起因して個々の教員が負担した費用について確認し、その費用を大学が負担することを求めます。

3. 勤務時間関係

(1) 時間外労働を適切に把握し手当を支払うこと

新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、特定の職種や職階に限らず、多くの教職員で業務が大幅に増えています。日々の（時間外）労働時間が管理されている職員に加え、管理職手当支給対象者、裁量労働制適用者、附属学校教員等の勤務実態を適切に把握すると共に、コロナ対応での業務増加に見合った手当を支払うことを求めます。

以上